

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、原発事故の影響により自宅近くの田畑で栽培していた野菜や米の自家消費ができなくなり、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認め、平成23年3月から平成28年3月までの生活費増加費用として、原発事故の影響割合を考慮して算定された自家消費野菜・米購入費の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、令和5年9月15日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いが無い別紙一覧表記載の損害項目について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の合計金150万円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものと

する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年11月17日

(仲介委員 小林 哲也)

共通（自主的避難等対象区域以外）

（別紙）

申立人 X 1様について 令和〇年（東）第〇号事件				
損害項目	期間	一部和解 金額	備考	
検査費用（人）				
避難費用				
一時立入費用				
帰宅費用				
生命・身体的損害				
精神的損害	日常生活阻害慰謝料			
	増額事由	①要介護		
		②身体又は精神の障害		
		③上記①又は②者の介護		
		④乳幼児の世話		
		⑤妊娠中		
		⑥重度または中等度の持病		
		⑦上記⑥の者の介護		
		⑧家族の別離、二重生活等		
		⑨避難所の移動回数多数		
		⑩その他		
	過酷避難状況による精神的損害			
	生活基盤喪失・変容による 精神的損害	—	500,000	中間指針第五次追補で 示された金額 ・生活基盤変容：50万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害			
健康不安に基礎を置く精神的損害				
自主的避難等に係る損害（子供・妊婦）				
自主的避難等に係る損害（子供・妊婦以外）				
就労不能損害				
営業損害				
検査費用（物）				
不動産の財物損害				
家財の財物損害				
その他				
	一部和解合計額	500,000円		
支払額		500,000円		

共通（自主的避難等対象区域以外）

（別紙）

申立人 X 2様について 令和〇年（東）第〇号事件				
損害項目	期間	一部和解 金額	備考	
検査費用（人）				
避難費用				
一時立入費用				
帰宅費用				
生命・身体的損害				
精神的損害	日常生活阻害慰謝料			
	増額事由	①要介護		
		②身体又は精神の障害		
		③上記①又は②者の介護		
		④乳幼児の世話		
		⑤妊娠中		
		⑥重度または中等度の持病		
		⑦上記⑥の者の介護		
		⑧家族の別離、二重生活等		
		⑨避難所の移動回数多数		
		⑩その他		
	過酷避難状況による精神的損害			
	生活基盤喪失・変容による 精神的損害	—	500,000	中間指針第五次追補で 示された金額 ・生活基盤変容：50万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害			
健康不安に基礎を置く精神的損害				
自主的避難等に係る損害（子供・妊婦）				
自主的避難等に係る損害（子供・妊婦以外）				
就労不能損害				
営業損害				
検査費用（物）				
不動産の財物損害				
家財の財物損害				
その他				
	一部和解合計額	500,000円		
支払額		500,000円		

共通（自主的避難等対象区域以外）

（別紙）

申立人 X 3様について 令和〇年（東）第〇号事件				
損害項目	期間	一部和解金額	備考	
検査費用（人）				
避難費用				
一時立入費用				
帰宅費用				
生命・身体的損害				
精神的損害	日常生活阻害慰謝料			
	増額事由	①要介護		
		②身体又は精神の障害		
		③上記①又は②者の介護		
		④乳幼児の世話		
		⑤妊娠中		
		⑥重度または中等度の持病		
		⑦上記⑥の者の介護		
		⑧家族の別離、二重生活等		
		⑨避難所の移動回数多数		
		⑩その他		
	過酷避難状況による精神的損害			
	生活基盤喪失・変容による精神的損害	—	500,000	中間指針第五次追補で示された金額 ・生活基盤変容：50万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害			
健康不安に基礎を置く精神的損害				
自主的避難等に係る損害（子供・妊婦）				
自主的避難等に係る損害（子供・妊婦以外）				
就労不能損害				
営業損害				
検査費用（物）				
不動産の財物損害				
家財の財物損害				
その他				
	一部和解合計額	500,000円		
支払額		500,000円		

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、原発事故の影響により自宅近くの田畑で栽培していた野菜や米の自家消費ができなくなり、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認め、平成23年3月から平成28年3月までの生活費増加費用として、原発事故の影響割合を考慮して算定された自家消費野菜・米購入費の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下4名をあわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

- |   |  |           |
|---|--|-----------|
| 1 | 生活費増加費用（自家消費野菜・米購入費）<br>（平成23年3月11日から平成28年3月31日） | 金423,000円 |
| 2 | 生活基盤変容による精神的損害（X1分）<br>（期間の定めなし）                 | 金500,000円 |
| 3 | 生活基盤変容による精神的損害（X2分）<br>（期間の定めなし）                 | 金500,000円 |
| 4 | 生活基盤変容による精神的損害（X3分）<br>（期間の定めなし）                 | 金500,000円 |
| 5 | 生活基盤変容による精神的損害（X4分）<br>（期間の定めなし）                 | 金500,000円 |

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金2,423,000円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、本件の一部和解（令和5年11月17日）に基づき、被申立人が、申立人らに対し、金1,500,000円を支払い済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年9月25日

（仲介委員 小林 哲也）